

## ひなたの文化活動推進事業実施要領

公益財団法人宮崎県芸術文化協会

### 1 趣旨

ひなたの文化活動推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく事業の実施に必要な事項について次のとおり定める。

### 2 補助の対象となる団体等

この補助金の交付の対象となるのは、要綱第2条に規定する要件を満たす団体又は個人とする。

### 3 企画提案書等の提出

補助金の交付を受けようとする者は、要綱に基づく補助金交付申請書の提出に先立ち、別に定める期日までに、次に掲げる書類を公益財団法人宮崎県芸術文化協会（以下「芸文協」という。）に提出しなければならない。

(1) ひなたの文化活動推進事業補助金企画提案書（様式第1号）

(2) 事業計画書（様式第2号）

(3) 収支予算書（様式第3号）

(4) 団体調書（様式第4号）※個人の場合は不要

(5) 団体目的等についての誓約書（様式第5号）

(6) 特別徴収実施確認・開始誓約書（様式第6号）

※個人住民税の特別徴収義務者とされている法人のみ

(7) 団体の規約又は定款等の写し、役員名簿

※個人の場合は住民票や身分証明書、公共料金の領収書等、県内に所在地又は活動の拠点があることを示すもの

(8) 県税に未納がないことの証明書

(9) その他芸文協の会長が必要と認める書類

### 4 補助の対象となる事業

次に掲げる(1)から(9)の要件をすべて満たすもの。

(1) 次のいずれかに該当すること

①文化の享受者の拡大に資する取組

②文化の力を生かして社会課題に向き合う取組（文化と他分野が連携した取組）

③次世代育成に資する取組

④令和3年度に本県で開催された国文祭・芸文祭みやざき2020により生まれたつながりや成果を生かした取組

(2) 本県の文化の裾野の拡大に資する取組であること

(3) 新規性・創造性のある取組であること

(4) 補助終了後も継続的に実施できる見込みのある事業であること

(5) この補助金以外の財源の確保が確実にできる見込みがあること

(6) 個人、団体または文化教室等の単なるコンサート、発表会、講演会等でないこと

- (7) 寄付や営利（文化を活かした観光ルートの開発等、補助事業終了後の経済的自立を目指すものを除く）を目的とするものでないこと
- (8) 申請する事業に対して県の他の補助金、助成金等の交付を受けていないこと
- (9) 申請前に、アーツカウンシルみやぎきの事前相談を受けていること

#### 5 補助率等

補助対象経費の10/10以内で50万円を上限とする。なお6(1)に規定する委員会において定める補助率を上回らないものとする。

#### 6 補助事業の選定

- (1) 要綱及びこの実施要領に基づいて実施事業を募り、ひなたの文化活動推進事業運営委員会（以下「委員会」という。）において審議し決定する。
- (2) 委員会は芸文協の会長、副会長、常務理事を以て構成する。
- (3) 第2号の規定に関わらず、必要に応じて、外部委員を委嘱し意見を求めることができるものとする。

#### 7 補助金の交付申請手続き

この補助金の交付申請は、前6(1)の審議において、採択することと決定された者が、要綱に基づき行うものとする。

#### 8 その他

その他事業の実施に必要な事項は会長が定める。

##### 附 則

この要領は、令和4年度ひなたの文化活動推進事業から適用する。

##### 附 則

この要領は、令和6年度ひなたの文化活動推進事業から適用する。

##### 附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度の予算にかかるひなたの文化活動推進事業から適用する。